

度、そして実情把握もしてないというふうなことを言わることのないような、やはり一定のガイドラインみたいなものが必要ではないかと思うのです。ですが、その点、今後住宅介護支援センターが中心になってホームヘルプ事業を開拓していく上に当たって、今までのような地方自治体が自分で独自に決めているようなサービスや内容で十分かどうか。どのようにお考えでしょうか。

○岡光政府委員 ホームヘルパーの行うサービスは、要綱上は、食事、入浴、身体の清拭、洗髪等の身体の介護、それから調理、洗濯、掃除等の家事、それからその他必要な相談、助言というふうになつておるわけでございまして、もちろん今おっしゃいましたようなお世話を当然入るわけでございます。

それで、そういうことが行われていないという事例もあるようございまして、どうもそこのところはもう少し内容を改めなければいけない、こういうふうに考えております。これにつきましては研修なり教育という機会を通じまして、そういったことのないようだ、そして本来のホームヘルプサービスが行われるように、今後大いに指導していかなければいけないと思つております。

○土肥委員 ゼひそうしていただきたいと思います。しかし、なおホームヘルプサービスで問題になりますのは、人間の生活は一日二十四時間、三百六十五日あるわけでありまして、お年寄りもそうでござりますけれども、そういう意味では、今度介護支援センターがいわば年じゅう窓口をあけているということは画期的なことだと私は思います。その窓口をあけるのはいいのですけれども、サービスが展開されるかどうかということになりますと非常に問題になるわけであります。どうしようか、在宅で一番問題になりますのはやはりナイトサービス、夜の援助ということになるので、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○岡光政府委員 確かに夜が問題になるわけでございまして、ホームヘルパーにつきましても早

朝、夜間、休日につきましても派遣できるよう体制を整えることが必要だと考えております。それから、どうしてもヘルパーさんだけの対応では不十分だ、そういう体制の市町村もあるうかと思

います。ですが、そのところはいわゆるチーム方式で既存の社会福祉施設を使って、そのところは二十四時間動いておりますので、そちらの応援をいただくとか、そういう広く関係のところが連携をし合つて、必要なサービスが届くような体制、配慮が必要だと考えております。

○土肥委員 今の御発言は大変貴重な発言でございまして、恐らく今後住宅介護サービスの将来を予想させる、予測させる、そういう意味で私はするべきらしいサービスだと思いますので、これを実現するということについて、チーム方式等でもお考えになりまして、厚生省の文書にもありますように、いつでもどこでもといふような事態が来れば、これは本当に喜ばしい事態だと思います。そういう基礎的な確認の上に、今進められております在宅介護支援センターの役割とか機能について若干お尋ねしたいと思います。

これまでの実施計画を見ますと、ほとんど、九四名以上が特養型の在宅介護支援センターになつておられます。これを十カ年計画では一万カ所といつてあります。これが本当に喜ばしい事態だと思います。そういう意味で、いかがでしょうか。

○岡光政府委員 先ほども先生御指摘のように、一万カ所の整備を考えております。念頭には中学校区に一ヵ所程度というふうに考えておるわけではあります。そういう意味では地域偏在はあるではない。身近なところで相談ができるところなどをこの在宅介護支援センターの趣旨の一つにしておりますので、そのような格好でその地域における協力をしていくだけるような関係機関、これに大いに協力をお願いして、地域偏在を防ぐよう持つていただきたいと考えております。

○土肥委員 関係機関とおっしゃいますけれども、何を考えいらっしゃるのでしょうか。

○岡光政府委員 先ほど申し上げましたように、四時間相談ができるというのが基本でござりますので、二十四時間動いておるところを念頭に置いて、そこへ在宅介護支援センターというのは二十分

整えられて、こういった事業に協力をしていただくところにはぜひとも御協力ををお願いしたいといふことで、広く考えておるところでございます。

○土肥委員 今まで特養型がほとんどであります。特養といふのはほとんどございません。そういう意味では老健施設としてもそろはあります。

これから老健施設、特養を整備していくけれども、そうした場合もやはり大都市の中心部は外れてしまつて、最も人口が集中し、そして最も高齢者の数があつて、いくその部分に、施設中心型の支援センターでござりますけれども、そうした場合には、都市の中心部にサービスが行き渡らない、行き届かないというようなことが起こるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡光政府委員 先ほども先生御指摘のように、一万カ所の整備を考えております。念頭には中学校区に一ヵ所程度というふうに考えておるわけではあります。そういう意味では地域偏在はあるではない。身近なところで相談ができるところなどをこの在宅介護支援センターの趣旨の一つにしておりますので、そのような格好でその地域における協力をしていくだけるような関係機関、これに大いに協力をお願いして、地域偏在を防ぐよう持つていただきたいと考えております。

○土肥委員 関係機関とおっしゃいますけれども、何を考えいらっしゃるのでしょうか。

○岡光政府委員 先ほど申し上げましたように、社会福祉関係の団体であるとか、そういうことを念頭に置いておるわけでございます。

○土肥委員 わかりました。

さて、今後は、例えば今おっしゃいましたように、この在宅介護支援センターというのは二十四時間相談ができるというのが基本でござりますので、そこで、そこへ在宅介護支援の機能を付与したいといふのが発想の基本でございます。したがいまして、どういったところを考えておるかということですが、特別養護老人ホームのほかに老人保健施設であるとか病院であるとか、そういった体制が

との可能性のある施設なり病院が介護センターを設置し、かつヘルパーもそこから派遣しよう、そ

ういうふうに行政は考えておられるのじゃないかと、まずは行政側が決定してから各ホームヘルパーを抱えているところに派遣要請をするということになりますと、一度行政側に決定権をゆだね

て、そのままに行政が決定権をもつて、そこまで措置決定をしなければならないということが前提になるわけですね。

○岡光政府委員 原則的な姿は、おっしゃるとおり、私のところはこんなやあいだから、ヘルパーさんを派遣していただけませんかという申請があつて動き出すわけございますが、市町村の方は、もう一方では、地域のお年寄りのそれぞれの状態を把握して、どういうことをしなきゃいけないのかという事前の把握をした上で、その人を支えなきやいけないという義務もあるわけございまして、そういう意味では、事前に十分な協議をする体制も一方ではしかなければいけないと思っております。

○土肥委員 この在宅福祉というのは、しばしば突然、緊急的に入ってくるわけでございます。それは何も救急車で病院に運ぶというようなことで

はなくて、緊急に助けてほしいというような状況があるわけでございますけれども、そういう場合に、一々申請して、福祉事務所で決定をした後に

ホームヘルパーを派遣するということでは間に合わないことがあるのですが、在宅介護支援セン

ターよりしては、そういう措置権を飛び越してサ

ビスに入るということは可能なんでしょうか。

○岡光政府委員 おっしゃるように、そういう緊急時の対応というのは別の考え方を設定しなきゃ

いけないと思っております。ただいま申し上げましたように、そういうケースについては、事前に

在宅介護支援センターの方にそういう相談もある

と思いますので、そういうことを踏まえて、緊急時の対応は包括的な委任という格好も可能だ

と思っております。先生御指摘のようなケースについても、まずお年寄りの支援が先でございます

ので、そのような考え方で物事を考えていくべきだと思っております。

○土肥委員 大変結構だと思います。しばしば窓口で書類が滞りまして、そして自分のニーズに応じたホームヘルパーさんが来てくれるかと思つておれば、一週間も二週間も、ひどいときは一ヶ月も来てくれなくて、その間に亡くなってしまったなんということがあるわけございまして、そ

支援センターを開いてもホームヘルプ事業には乗り出さないだろうというふうに私は考えるわけであります。これは言ってみれば施設型ホームヘルパーの拡充ということにならうかと思うのですが、そういうふうに考えてよございませんか。

○岡光政府委員 繰り返しになりますが、私どものねらいは、勤務形態に応じた手当の設定をしたいということです。それから、ホームヘルパーの確保ということでは、市町村型も社会福祉協議会型も、それから特別養護老人ホーム等の施設にお願いするタイプもいろいろあるかと思いまして、それはそういったタイプに対応した手当という発想ではございません。

○土肥委員 まあ結構でございます。ただし、私は在宅ホームヘルプサービスの仕事をしてまいりましたが、一つ私の感想を申し上げれば、これでホームヘルプ事業のインフレーションを来すというふうに感じるわけでございます。

例えば、私が事務局長をやつておりましたホームヘルプ事業は、一時間六百円でございました。そのうちヘルパーの手取りは三百六十円、六割しかないわけでございまして、三百六十円で一生懸命働いていただいておる。ところが、片やもう三百七十万を超えるヘルパーさんの人件費がつくという時代になりますと、これは非常勤型、常勤型、この非常勤型の単価もずっと上がったわけでありまして、介護中心であれば時間給は千二百四十円、家事ですと八百三十円になったわけですが、ある意味で有償福祉といいうものがインフレを来すというふうな感じもしないわけではございません。これは私の勝手な感想でございます。

さて、続けさせていただきますが、在宅福祉サービスが豊かに展開されるということは大変結構なことでござりますけれども、従来、民間のボランティアグループとか個人や、あるいは相互扶助、援助をしております生協とか婦人会などとか、さまざま在宅福祉の援助グループがござります。そういうグループにも今度の大幅の引き上げというものは影響を与えるだらうと思うとともに、

どうもそのあたりの人材が、いわば厚生省のこのうふうな感じもしないではないのであります。地域の住民が善意に基づいて、そして自発的に行つてまいりましたボランティア活動というようなものが、今度のホームヘルプ事業の強力な展開によつてどう変わるだらうかということは、もう少し時間をかけて見なければいけませんけれども、厚生省としてはこの地域住民の主体的な、自發的なボランティアな活動を阻害してはならないといふことを考えますときに、そういう地道な地域活動についてどういうまんざしを持つておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○末次政府委員 本格的な高齢社会の到来を前にいたしまして、公的なサービスの普及充実を図るというために専門的なマンパワーの確保を推進するというのには、これはもちろん必要なことだと考えております。同時に、若年層を含めまして、できるだけ多くの国民の方が自発的に社会福祉活動に参加していただくということは、大変重要なことであるというふうに考えておりまして、このことが福祉の担い手を育て、国民の福祉への理解を高めることになるのではないかというふうに考えておりまして、そういう観点から、いろいろなボランティア活動に対する基盤づくりといったようないい視点で、いろいろな事業展開を進めているところでございます。そういう観点から、国民が広く社会福祉活動に参加していただけるような環境づくり、これを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○土肥委員 行政のやるホームヘルプ事業と民間の自発的なボランティア活動がどう調和するかといいうのは、もう少し見てみないといけないと思います。

もう一つ、いわゆる武蔵野福祉公社なんかで見られますところの第三セクター方式による地域福祉、在宅福祉の展開というものを一時期厚生省も非常に重視したわけありますが、今後この第三セクター方式というのは、この介護支援センター

とのかかわり合いなどから見ましてどういうふうになるのでしょうか。この第三セクター方式の、いわば公社方式の中に在宅介護支援センターといいうようなものを入れることはできないのでしょうか。

○岡光政府委員 今行われておる福祉公社、特に第三セクター方式の福祉公社の姿を見てまいりますと、いわば地域の人たちの善意とそれから熱意とが、地元の市町村と関係者が集まってそういうふた福祉公社をつくり上げているというような格好でございますので、どうも今の形でありますと、在宅介護支援センター、例えば二十四時間の常時の相談体制がとれるかというふうなことを考えますと、今の福祉公社ではその辺の壁があるのじゃないだろうか。もちろんそういう条件を満たしてもららうような体制を整えていただければ、まさに地域に密着しておる福祉公社でございますから、お願いできると思いますが、そこいらは今後の福祉公社の展開、内容次第によって考えていくべきではないだらうかと思っております。

【野田委員長代理退席、石破委員長代理着席】

○土肥委員 私は民間福祉施設とのかかわりを持っていますが、施設というのはどうしても施設エゴといいうのがあるのですね。そして、その施設の考え方、実力あるいは利益に関することについては熱心でありますけれども、広く地域福祉を担うということになりまして、若干そういうふうに考えておりますから、そこへヘルパーがうまく訪問して、そのフォローアップをするようなそういうシステムを考えなければいけないのであります。この訪問看護制度と在宅ホームヘルパーの仕事とが一緒に一体化されなければならない、このようになります。今のところこの二つのルートでサービスが入るということになりますが、これを一つにするという考えはございませんでしょうか。

○岡光政府委員 御指摘のように、福祉と医療が一体化をして、そしてサービスの展開は継続して行われなければならないというふうに考えております。そういう意味では、一つは、市町村に置かれておるサービス調整チームにおきまして、個々の世帯においてどういうサービスがどのように展開されなければならないのかという全体の設定が必要だと思います。そして、それぞれのサービスを担うところにちゃんとその指示が行きまして、個々

以上でこの在宅介護支援センターについての質問を終わります。

もう時間がございませんので、老人訪問看護制度について、後ほど同僚議員の質問もございますので、私なりの質問を一つ二つさせていただいて、同僚議員に譲りたいと思います。

今度は在宅医療サービスに診療報酬の請求がでございますので、ぜひともこれも成功させていただきまして、医療と福祉が合体して在宅サービスが展開されるとなれば、これはもうまさに願つてもない、そして在宅のお年寄りたちの健康、生活が支えられるということになるわけです。

そこで私が聞きしたいのは、医療と福祉の二つのホームヘルプサービスがことで展開される。医療は医療あるいは福祉は福祉、つまり、ホームヘルパーと訪問看護婦、これは実は一体でなければいけないわけあります。訪問看護婦がおいでになつて、そして医療行為だけ終わつてさつと引き揚げる。そうすると、その後には生活があるわけありますから、そこへヘルパーがうまく訪問して、そのフォローアップをするようなそういうシステムを考えなければいけないのであります。

この訪問看護制度と在宅ホームヘルパーの仕事とが一緒に一体化されなければならない、このようになります。今のところこの二つのルートでサービスが入るということになりますが、これを一つにするという考えはございませんであります。

うことが必要なのではないかなというふうに考えておる次第でございます。

○土肥委員 サービス調整チームではやはり無理だと思いますね。むしろ医療と福祉を一つにした介護サービスセンター、医療福祉サービスセンターといふような、統一した人的な支援もできるような、しかも現場に直接対応できるような、現状に直接対応できるような、そういうセンターや将来自らはつくらなければならないのじゃないか、このようないくつかの感想を持っておりますが、それは意見として申し上げておきまして、私の質問はこれで終わらせていただきたいです。

○石破委員長代理 五島正規君。

○五島委員 本法の審査の一番最初に質問させていただいたわけでございますが、続きまして再度質問させていただきたいと思います。

去る八月の二十八日、高知市内のある病院におきまして、八十三歳の痴呆症のお年寄りが同室の七十五歳の寝たきりのお年寄りを殴り殺したという事件が発生いたしました。この加害者である痴呆老人は、もう既に特別養護老人ホームに長く入院しております、そして本年の八月十一日、この病院に転院した患者でございます。地元のマスコミはこうした事件を取り上げまして、痴呆老人に対する在宅ケアには限界があるというふうにキャンペーンしております、また、高知県精神病院協会の会長は「今回のよきなケースは全国的に問題となつてゐる。在宅介護にはどうしても限界がある」と云々と述べており、地元でのショックは大変大きいものでございます。

老人病院は一般病院に比較して医師の配置数も少なく、痴呆症の専門医を配置するところも多くはございません。老人病院あるいは老人施設あるいは在宅で介護を受けておられる痴呆老人の中には、譜状態で最も放置されたまま症状悪化している、非常に苦しみを持つたまま何ら医学的な処置がとられていないというケースが多いこと

も、よく知られている事実でございます。痴呆老人を単に世話をかかる、処遇が困難なお年寄りと

いうふうにして見るのはなく、医療の必要な患者としての処遇をすることに現在欠けているのではないかというふうに考えるわけでございます。

厚生省は、今後十年間で痴呆症の患者の治療専門病棟を一万床、療養病棟を九万床整備する計画を立てておりますが、今後痴呆老人の増加というものは非常に予測されるわけでござります。厚生省の出されました資料を見せていただきましても、平成三年三月に出されました資料の中では、痴呆老人の将来推計として、平成十二年には百十二万一千名というふうに、恐らくこの数字は平成元年以前の推計数字だと思いますが、しておられたのが、今回お示しいただいた推計数字によりますと、同じく平成十二年には痴呆老人の総数が百五十万、そして平成二十二年には、前回の推計では百五十九万三千とあつたものが二百三万二千と修正しておられるわけでございます。

こうした痴呆老人の問題というものが非常な勢いでふえていく、そういうふうな実態にかんがみまして、この計画を随時見直すとともに、拡大していく必要があるのではないかというふうに考えておりますが、この点について大臣、どのようにお考えになつておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○寺松政府委員 お答え申し上げます。

もう委員御承知のとおりでございますが、精神状況や問題行動、不穏行動とかあるいは徘徊とかとて必要なのは、在宅及び施設あるいは一般の老人病院に入院している痴呆老人に対しても、治療、療養に対する医学的な支援体制が非常に不足しているのではないか。在宅で痴呆老人を抱えておられる方々がその譜状態をどうすればいいか、そういうふうなことについての相談、あるいは先ほども申しましたように、老人病院の中における老人性痴呆疾患患者に対しましては、一般の医師による適切な医学的支援がなされますよう何とかしなければならぬ、こういうことでございまして、平成二年度に老人性痴呆疾患についての診断、治療、処遇や社会資源の活用に関する専門病棟が非常に多く必要となるわけございまして、精神病院に設置する専門病棟で処遇することが適當である、こ

今大体二十七施設くらいになつてしまりました。さらに本年度、平成三年度から、精神状況や問題行動がありまして慢性期に至つたようなそういう

行動がございまして慢性的に至つたようなそういう老人性痴呆疾患患者に対しましては、長期的な治療を行うという施設といたしまして、老人性痴呆疾患を整備することとしたまして、今委員がいろいろ御指摘になりました老人性痴呆患者の今後の増加の傾向、そういうふうなものが急増するというふうに見込まれておるわけでございますが、その

ようなニーズに応じまして必要な整備を進めてまいりたいと考えております。

今委員から御指摘いただきました、平成十二年

これは研究班の報告でございますが、私ども最近の数字も得ましたので、その辺も十分精査しながら、どのように対応したらいいか十分検討して対応してまいりたい、このように思つております。

○寺松政府委員 委員の御質問の前半の方でござ

います。在宅でございまして、一般的の病院等に老人性痴呆疾患患者に対しましては、一般の医療、療養に対する医学的な支援体制が非常に不足しているのではないか。在宅で痴呆老人を抱えておられる方々がその譜状態をどうすればいいか、そういうふうなことについての相談、あるいは先ほども申しましたように、老人病院の中における老人性痴呆疾患患者に対しましては、一般の医師による適切な医学的支援がなされますよう何とかしなければならぬ、こういうことでございまして、平成二年度に老人性痴呆疾患についての診断、治療、処遇や社会資源の活用に関する専門病棟が非常に多く必要となるわけございまして、精神病院に設置する専門病棟で処遇することが適當である、こ

るお考えはないかどうか、続いてお伺いしたいと存ります。

あわせまして、今申されましたように、痴呆老人に対しても必要なのは、そうした短期の専門的治療技術だけではなく、介護において非常に

老人性痴呆疾患患者に対しましては、長期的な治療を行つておるところでございます。これら専門的な技術が必要でございます。今おっしゃいました痴呆症の療養病棟というのは、その意味において極めて介護的側面の比重の大きいものであるというふうに考えるわけでございますが、この

痴呆症の療養病棟につきましては、本法の建前であります。痴呆症の療養病棟といたしまして、老人性痴呆疾患患者の今後の増加の傾向、そういうふうなものが急増するというふうに見込まれておるわけでございますが、その

ようなニーズに応じまして必要な整備を進めておるというふうに考えるわけでございますが、どのようにお考えか、その点をあわせてお伺いしたいと思ひます。

○寺松政府委員 委員の御質問の後半の方でござ

います。在宅でございまして、一般的の病院等に老人性痴呆疾患患者に対しましては、一般の医療、療養に対する医学的な支援体制が非常に不足しているのではないか。在宅で痴呆老人を抱えておられる方々がその譜状態をどうすればいいか、そういうふうなことについての相談、あるいは先ほども申しましたように、老人病院の中における老人性痴呆疾患患者に対しましては、一般の医師による適切な医学的支援がなされますよう何とかしなければならぬ、こういうことでございまして、平成二年度に老人性痴呆疾患についての診断、治療、処遇や社会資源の活用に関する専門病棟が非常に多く必要となるわけございまして、精神病院に設置する専門病棟で処遇することが適當である、こ

談をやっておるわけでござります。そのほか、専門的な医療相談や鑑別相談、治療方針の決定等を行います。御承知の老人性痴呆疾患センターといふものを設置いたしましてやっておるわけでござりますが、現在六十カ所ばかりにふえてまいりました。これは一次医療圈に一ヵ所を目指いたしまして、整備を進めていくつもりでござります。

このように多角的な事業を通じまして、老人性痴呆疾患の患者さんに対します的確な医学的支援が行われますよう準備を進めてまいりたい、このように思っております。

○岡光政府委員 御質問の後段の、こういった療養病棟について公費負担割合の引き上げ対象にすべきではないかということをございますが、私も、今もお話をありましたように、こういった療養病棟は、精神症状や問題行動があつて、精神科の医療を必要とする患者に対して長期的な治療を行う施設だというふうに理解をしておりまして、そういう意味では治療的な色彩が非常に強いといふ認識をしております。今回私どもお願いをしておりますのは、いわゆる介護的な要素に着目した公費負担割合の引き上げでございまして、そういう意味では治療的な色彩が療養病棟については強いことから、この公費負担割合の拡大の対象とはしなかったというふうでございます。

○五島委員 岡光部長のお話ですと、何のために専門療養病棟と療養病棟二つの種類の痴呆老人対策をとろうとしているのか、意味が不明であるというふうに考えます。

時間がございませんので話を先に進めますが、今、岡光さんもおっしゃいましたように、今回介護に着目して公費負担を拡充するというふうにおっしゃっているわけですが、厚生省は介護といふのを一体どのように定義しておられるのか。労働省では、介護の中に看護あるいはPTやOTによるリハビリ訓練も含めるというふうに言つておるわけでござりますが、この点厚生省としてはどのように定義しておられるのか、それを明らかに

していただきたいと思います。

○岡光政府委員 個々の患者の日常生活、例えば食事であるとか排せつであるとか、こういった日常生活的お世話をいうものを介護と考えておるところでございます。

○五島委員 それは定義でも何でもないことでは、こういう公費負担の割合をどうしていくかという議論にはならないのじゃないか。介護という用語を法律の中でも使っていく、あるいはそういう一つのメジマーとして使っていくということであるなら

ば、もう少しそれの定義をきちっとしていただきたいと思います。そのところがあいまいなままに、痴呆老人に対する専門療養病棟についても継続的治療がある——いわゆる重介護の老人病院だって継続的治療があるわけですよ。まさにそれは定義もないままに使つてある結果、非常な矛盾が出てるのだというふうに考えます。

具体的に少しお伺いしたいのですが、では、今回本法の訪問看護ステーションによる看護サービスとその業務はどのように異なるのか、明確にお答え願いたいと思いま

す。

○岡光政府委員 介護の定義をしておらないといふことではございますが、私ども一つのよりどころとしましては、社会福祉士及び介護福祉士法の規定によりまして、第二条の二項で介護のことについて若干触れております。それは「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い」というふうに定義をしておりますの

で、そういったことを念頭に置きながら一応整理、区分をしているつもりでござります。

それから、訪問看護ステーションによる訪問看護サービスの中に家事型の介護業務が含まれるのかというふうに思つておられるのか、それを明らかに

援助型のサービスは含まれないというふうに考えております。この看護婦さんが在宅のお年寄りを訪問してお世話をする中身は、病状の観察、清拭

入浴介助、体位交換、その他の機能訓練とか、こういったようないわゆる看護サービスというものを考えておるわけでござります。

それから、現在行われておる訪問看護との訪問看護ステーションによる訪問看護サービスとの違いということでございますが、医療機関が行つて、退院後の患者等に対しまして診療の補助行為の一環として位置づけておるものでございまして、退院後の患者等に対しまして診療の補助行為を行つて、いわゆる在宅の酸素療法であるとか中心静脈栄養であるとか、そういう具体的な療法の指示なり援助なり、それから具体的な処置を考えておるわけでございませんかと、いうふうに認識をしております。

そういう意味では、訪問看護ステーションから行う訪問看護の中身とは相当違つておるのではないかと、いうふうに認識をしております。

○五島委員 現在医療機関が行つて訪問看護サービスにつきましては、月に一回医師の指示というの

スの中にはいわゆる家事型の介護業務が含まれるのかどうか、また、既に老健法で実施している医療機関による看護サービスとその業務はどのように異なるのか、明確にお答え願いたいと思いま

す。

○岡光政府委員 介護の定義をしておらないといふことではございますが、私ども一つのよりどころとしましては、社会福祉士及び介護福祉士法の規定によりまして、第二条の二項で介護のことについて若干触れております。それは「身体上又は精神

障害なり運動障害を有する老人の心身機能の回復なり維持を図るために保険医療機関が行つておられる業務の内容として差があるのかどうか、そのところをお伺いしているわけです。あくまで看護が重点のはずです。そうしまして若干触れております。それは「身体上又は精神上の障害があり、日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い」というふうに定義をしておりますの

で、そういったことを念頭に置きながら一応整理、区分をしているつもりでござります。

それから、訪問看護ステーションによる訪問看護サービスの中に家事型の介護業務が含まれるのかというふうに思つておられるのか、それを明らかに

ことでは当然でございますが、機能としまして、私どもは現在行つておる保険医療機関による訪問

看護というものは、あくまでもそういった退院後のお患者等に対する診療の補助行為だと位置づけておるわけでございまして、そういう意味では、訪問看護サービスとは違つておるのではないかと、いう考え方でございま

す。

○五島委員 業務の内容が一緒であるならば、この問題についての措置は当然同じようになります。

次に、特別養護老人ホームあるいは老健施設あるいは医療機関におきまして、現在老人デイケアサービスが老人保健法によつて実施されているわけでござります。このデイケアサービスというの

は当然介護を中心とするものである、これは言うまでもないと思うわけでござります。この介護に

着目して今回とられた公費負担の拡充の対象に、医療機関が行つておる老人デイケアサービスが含まれていない理由はどういうことなのでしょうか。

○岡光政府委員 御指摘の老人デイケアは、精神障害なり運動障害を有する老人の心身機能の回復なり維持を図るために保険医療機関が行つておられる業務の内容として差があるのかどうか、それから、やはりそういった心身の機能の回復なり維持ということでござりますので、いわゆる生活全般にわたるケアではないのではないか、

サービスは治療的な要素が非常に強いのじゃないか。それから、やはりそういった心身の機能の回復なり維持という考え方でござります。

○岡光政府委員 訪問看護ステーションによる訪問看護サービスも、医師の指示に基づくといふふうに考えております。今の医師法と保助看法との関係というのは、この訪問看護サービスの場合でも適用されるという考え方でござります。

それで、業務の内容についての違いがあるのかどうかと、いうことでございますが、看護婦さんが行つた業務でござりますので、その看護婦さんの行はもう少しきちと答えてほしいですね。老人のデイケアサービスが介護ではなく、い——例えば老人がおいでになつて、そして理学療法を含むさまざまな外来治療というのは、これ

○下条国務大臣 委員、専門のお立場から先ほど
来いろいろ御質問ございましたし、また、今最後
に保険外負担の問題についての御指摘もございま
した。確かに、お年寄りが医療を受けられる場合
に、保険でカバーする部分と、保険でカバーしな
いでその増額をお年寄りにお願いしたり、あるいは
それをスライド制という形でもって検討してい
く、決めていくということは極めて問題があると
いうように考えるわけでございますが、どのよう
にお考えであるか、御返答をいただきたいと思
います。

いいわゆる保険に伴う一部負担のほかに、その他いろいろの入院等に係る費用があることは事実でございます。このような問題を我々は確かに重要な問題として受けとめておりまして、医療費の中でも保険でカバーする部分、それからまたそうでない部分の問題について、全般的に絶えず検討を進めておるわけでございます。

また、従来そういう点につきまして、今御指摘ありました差額ベッドの問題、これは相部屋の指導の面にも関連してまいりますが、私の方では三人を超える場合の差額ベッドは徵収してはいけないとか、いろいろな細かい指導をいたしております。そういうことで不合理な保険外負担が起ころないよう絶えず指導はいたしておりますけれども、いまだいろいろと御指摘のような問題がござりますので、これからも十分に実態を踏まえた上で適切な処理をしてまいりたい、このように考えております。

におきまして、医療の中においてそうした方法が
とれないわけがないというふうに考えます。
また、今日一番大きな問題は付添料の問題でござ
ります。医療機関がマンパワー不足、あるいは
医療機関自身が人件費をふやすことができない
等々のさまざまなものがあるでしょう。しかし、そ

の介護力をふやすという方法を医療機関の都合で
とらない、その結果お年寄りに付添料で膨大な負
担をお願いしている。こうしたことはまさにやは
り政治の責任である。そのところにメスを入れ
ないで、そしてお年寄りに負担をお願いしていく
ということは、到底納得できないものであるとい
うようになります。その点につきまして、早急に
老健審において負担総額についての検討を改めて
お願いを申し上げまして、私の質問を終わらせて
いただきます。

○遠藤(和)委員 今回の老健法の改正案につきましては大変問題がある。まず、老人の自己負担の大幅な増加というものは到底認めることはできない、まさにこれは老人いじめである。したがって、入院、外来ともに大幅に圧縮せよ。また、医療費にストライド制を導入するのは認められない、このように先日、野党の共同修正要求にも明示して、入院、外来ともに大幅に圧縮せよ。また、医療費にストライド制を導入するのは認められない、このように先日、野党の共同修正要求にも明示して、入院、外来ともに大幅に圧縮せよ。また、医

ただ一つ評価できるところがあるとすれば、訪問看護制度を導入したことは評価ができます。しかし、この制度が本当にうまく機能するのかどうかというところについては、大変心配なところがたくさんあります。私たち公明党的厚生部会では、まず現地の声を聞いてみましょうということです、ことしの夏でございますが、この訪問看護制度を既に先行的に試行しております、かなり成功をおさめております長野県の佐久総合病院を視察してまいりました。そして、そこでいろいろと現地の声を聞きまして、この訪問看護制度を成功させるかぎはどこにあるのか、そういうことを伺つてまいりましたのですから、それをもとにしてまず質問をしたいと思います。

まず、現地の看護婦さんあるいはお医者さんの声を聞きますと、この訪問看護制度を成功させるまず第一のかぎは、医者が看護婦を連れて直接往診をする、そして自分自身の患者さんであるといふ認識を持つこと、この制度をつくらなければならないといふことです。ただ医師の指示に従つて

看護婦さんだけが行くということでは、看護婦さんは自分の病院の中で面倒を見てきた方が退院をされた、その後を医者が引き続いて診る、こういうふうな制度をつくらなければ看護婦さんも自信を持つて訪問看護はできない、こういうふうな現地の声がありましたたが、こういった体制をおつくりになりますが。ここのから質問をしたいと思います。**○岡光政府委員** お医者さんが積極的に関与をしてもらう体制づくりがぜひとも必要だと考えております。

そもそも訪問看護は、かかりつけの医師が訪問診察とかその医療機関で診察をする、そういったことを通じて訪問看護が必要かどうかという判断を行つて、そして、必要があるということであれば指示をするわけでございます。その指示がなければ訪問看護サービスは動かないわけでございまして、そういう意味では、医師が積極的に寝たきり老人等の在宅療養に関与してもらうということが前提だというふうに考えております。そういう意味では、これをより進めるということを考えなければなりませんので、この老人訪問看護制度が認められるならば、そういうことがより進むようなお医者さんの側の行為についての経済的な評価が必要なんじゃないか、こう考えておりまして、そのところは関係審議会にこの制度ができるればお詰りをして、どのような経済的な支援をすればいいのかということを御審議いただきたいと考えております。

○速藤(和)委員 確かに医者が動かなければだめなんですね。お医者さんが病院の中におって、来られた人だけ診ている。今忙しいですからね。やはりそういうゆとりのある医療というのでしょうか、医者が現地に駆けつける、こういうふうな制度をぜひひらくなければ機能しない、このように考へるわけでございます。

それから、これは公費負担のことです。けれども、介護というところが非常に訪問看護制度は強いわけでございまして、介護に目するの

○岡光政府委員 いろいろな条件を満たしているようなものを、介護が整った施設であるということ、そして、そのサービスのうちで生活全般にわたるケアを行う、人を対象とする施設であるということ、それから、介護なり看護職員が十分配置をされて介護体制が整った施設であるということ、そして、そのふうに御提案をしているわけでございます。

そういう観点から老人訪問看護につきまして考えた場合には、やはり医師の指示に従って、非常にそういう意味では医療の延長線にあるわけでございまして、かつ生活全般にわたるケアということにはどうも該当しないのではないかという考え方の整理をいたしましたて、五割の対象にしなかったということをございます。

○遠藤(和)委員 そういうかたい頭で判断するとだめなんですね。石頭といふんでも、そういうのは、現地に行くと、訪問看護といふのはまさに介護と一体なんですよ。これは断固五割にするべきだ。これは要望だけ言つておきます。

それから、実際この制度をつくつても看護婦さんはいるんだらうか、この不安があるんですね。マンパワー対策です。今、初年度大体十億円ぐらいで考えていくようですが、例えば全国の訪問看護制度というのは、受ける側から見ると、全国的にこのぐらいのサービスの日安の制度でござりますよ、こういうふうな年度別の計画目標とでも申しましようか、そういうものを明らかにしてもらいたいと思います。

○岡光政府委員 「石破委員長代理退席、栗屋委員長代理着席」

○岡光政府委員 いわゆる訪問看護の頻度でござりますが、週一、二回程度ではないのかなというふうな年別別の計画目標と申しますよ、こういうふうな年度別にしたましましようか、そういうものを明らかにしてもらいたいと思います。

【石破委員長代理退席、栗屋委員長代理着席】

だめなんですよ、石頭というんです、そういうのは。現地に行くと、訪問看護というのはまさに介護と一体なんですよ。これは断固五割にするべきだ。これは要望だけ言つておきます。

それから、実際この制度をつくっても看護婦さんはいるんだろうか、この不安があるんですね。マンパワー対策です。今、初年度大体十億円ぐらいで考えてるようですがれども、例えば全国の寝たきりのお年寄りのどの程度の御家庭に、月一回なのが二回なのか、あるいは毎週行けるのか、その辺のサービスの目安といいますか、大体この訪問看護制度というのは、受ける側から見ると、全国的にこのぐらいのサービスの目安の制度でござりますよ、こういうふうな年度別にしたましましようか、そういうものを明らかにしてもらいたいと思います。

○岡光政府委員 いろいろな条件を満たしているようなものを、介護が整った施設であるということ、そして、そのサービスのうちで生活全般にわたるケアを行う、人を対象とする施設であるということ、それから、介護なり看護職員が十分配置をされて介護体制が整った施設であるということ、そして、そのふうに御提案をしているわけでございます。

そういう観点から老人訪問看護につきまして考えた場合には、やはり医師の指示に従って、非常にそういう意味では医療の延長線にあるわけでございまして、かつ生活全般にわたるケアということにはどうも該当しないのではないかという考え方の整理をいたしましたて、五割の対象にしなかったということをございます。

○遠藤(和)委員 そういうかたい頭で判断するとだめなんですね。石頭といふんでも、そういうのは、現地に行くと、訪問看護といふのはまさに介護と一体なんですよ。これは断固五割にするべきだ。これは要望だけ言つておきます。

それから、実際この制度をつくつても看護婦さんはいるんだらうか、この不安があるんですね。マンパワー対策です。今、初年度大体十億円ぐらいで考えていくようですが、例えば全国の訪問看護制度というのは、受ける側から見ると、全国的にこのぐらいのサービスの日安の制度でござりますよ、こういうふうな年度別の計画目標とでも申しましようか、そういうものを明らかにしてもらいたいと思います。

○岡光政府委員 「石破委員長代理退席、栗屋委員長代理着席」

ふうに予想しております。平成元年度の在宅の要介護老人、これが六十三万人というふうに把握をしておりますが、平成十二年、いわゆる十ヵ年戦略が達成される、そういうことを考えた時点では、この在宅要介護老人数が九十万程度になるだろう。そういうことを考へまして、かつ週一、二回程度の訪問看護が必要だということを考えた場合には、平成十二年度には五千カ所程度の訪問看護ステーションが必要なのではないだろうか。これで設置ができますと、在宅の要介護老人の約三割程度が訪問看護を受けられるようになるのではないか、こんなふうに私も想定をしております。

○遠藤(和)委員 それで利用料のことございますけれども、今の法律の中での考え方といふのは、法律には明記していないわけですから、一回利用料を払うという仕組みに考へているようですが、例えばお医者さんが往診をしたというときは、これは外来と同じ扱いですか現行では一ヶ月八百円、一回あたりですね。一回払えば、何回でも往診してもこれは同じ、老健法ですから。これはお医者さんが行つたら月一回きりなのに、看護婦さんが行つたら毎回払わなければいけないというのは整合性がないです。利用料の設定というのは往診にすべきだ、往診の水準にすべきだ、このように考えておりますけれども、これはきわどくしてもらいたいと思います。どうですか。

○岡光政府委員 おっしゃいますよ、老人訪問看護の利用料の水準につきましては、本来的に外来一部負担との均衡を図らなければいけないというふうに考えておりますが、今のような外来一部負担金は、御指摘がありましたように、一月で額を払つておるわけでございます。この一月当たりで払うのかそれとも利用するたびごとに払うのかということがあるわけでございますが、私ども今の考え方では、この訪問看護サービスの場合にはサービスを受けたことにその利用料を負担してもらう、レベルとしましては外来の一部負

りの入院医療費の伸び率でございまして、これが年々申上げましたように単価の部分でござりますが、これは六十年の三月に診療報酬改定が行われて、その影響を受けたのではないかというふうに思いますが、それも分析をしております。

それから、六十二年度の一件当たりの外来医療費の伸びでございますが、これは六十二年の一月に老人保健法の改正があつて一部負担を変更しましたが、その影響が効いているのではないか。私どもは、一件当たりの日数が増加をして、そのことによって一件当たりの医療費がこれだけ伸びたのではないかというふうに見ております。

○児玉委員 一部負担の伸び率が低率であつたら上げてもいい、そういう立場に私は全く立ちません。

そこで、一つの制度論として議論をしたい、こう思うのですが、一部負担の額を自動的にストライドさせる、これでは医療費が大幅に変動した場合、今の一九八五年の五・八%や八七年の六・六%、一〇%を超すとだつてあるかもしれません。それから、高齢者の生活状況が社会的に変化したとき、そういう場合に政策的な判断を加えることが不可能です。まさに国会の審議権をないがしるにするものだと言わなければなりません。私たちには老人医療における一部負担の廃止を求めておりますが、現行制度の矛盾がますます激化することを放置できません。そういう立場で私はスライド制の撤廃を求めたいと思いますが、どうですか。

○岡光政府委員 もうこれは先生、何度も御答弁を申し上げておりますが、一部負担のシステムとしては定額制と定率制があるわけござります。それで老人医療の場合には、お年寄りの生活実情なりその考え方を尊重をして、定額制をとるべきではないか。ところが一方、受ける医療費の方は毎年相当の割合で伸びているわけでございまして、その定額の一部負担額を変更しないでいるとそれだけ不足するわけでございますが、その不足分は、いわゆる現役世代が拠出金ということで拠

出をするその一部負担として若い人ががら、大体そだけませんか」といいます。そして、受のあえる程度イドさせてい負担のバランスのではないか」といいます。
○呂玉議員がふえるといつておくと「どう問題ですね。」に、国権の最という立場についてのおついては、「非をしておきまこれに関連有料になったら一割負担が強ができませんが、だかだも「10%にるのではない〇%負担にす
○岡光政府委負担」ということ改正のときにござりますが人は「一割」そ外來の場合に置が決めてあときにはやは審議をいただ

幾つかの健康保険組合からの拠出金に応じて一部負担額も自動的にスライド議論は、国の負担をこのままにしていただきたい。そういうことによって一部負担しているのを念頭に置きな
スということが将来とも維持できる
。 そういうふうなことを考えたわけ
ける利益の程度がふえていけば、そ
うに応じて一部負担額も自動的にスラ
イド議論が前提になつてしか出てこない
として、大きな変動があつた場合
高の機関である国会の審議が必要だ
ら私は述べているのですが、その点
答えは全くない。このスライド制に
常的な悪悪を将来に及ぼすと強く指摘
す。

をして、一九八三年に老人医療費が
とき、その翌年には健康保険本人の
行されたことを私は到底忘れること
。 今回も高齢者の一部負担が5%に
ら、現在一〇%の健康保険の本人負
しよう、そういうことの引き金にな
かと私は危惧します。健康保険を二
ることはないと約束できますが。
質問 これは健康保険法の本則に二割
とが書いてありますて、五十九年の
それは規定をしていただいたわけで
、ただし附則の方で、当分の間は本
れから家族は入院の場合には二割、
は三割ということで、当分の間の措
るわけでございます。それを動かす
り国会でいろいろとお詰りをし、御
くいうのが前提でございます。私

どもは、そもそもは、医療保険会議論しなきべきである。まして、そういうレベルをどうふうに考えて、康保法の附則だけであつて、にする、これをしゃつた附則、しようとしている。そうしない。ただきたい。

○児玉委員 今岡光政府委員

議論では私はわざと老人保健法のスなりお年寄りをまずお考えをしますが、その引き受け理解ができるままで一つの議論で併た医療保険制度あるといふふうにするかといふがまず一つの議論が、前回の質問法が始まった一がありました。年寄りの医療費なんがみずからこの評価されまし入されたとき、これが今回五百万ポイントも下が

の部長のお答えは、あのときの健
康本体を通ずる負担の公平ということ
で、本則のことについて述べられた
だけないというふうに考えており
ました。したがつた議論を通じながら、一部負担
するかという議論がなされるとい
うおられます。
私は、高齢者の一部負担を五〇%
引き金にして、あなたが今お
当分の間を撤廃するその引き金に
いるんじゃないかと聞いているので
いと約束するかしないか、お答えい
ません。
その引き金とかなんとかとい
うないと思つております。
今回の改正は、若い人とのバランス
の間の中でのバランスということを
いただく、そしてそれをどの程度
問題だと思つておりますて、それ
を議論でございます。それから、もう一
点からあるのが、老人保健も含め
て、全体の負担の公平論ということであ
り、申し上げたつもりでございま
す。論とすることは、私はちょっとと
ません。
最後に、今のこととも関連するので
ある間で私は大臣に対して、老人保健
一九八三年度、いろいろと強い反対
をして厚生省は、その十年前において
貢献を無料にしたとき、厚生省の皆さ
なことを福祉元年と言つて誇ら
した。それを撤回して一部負担を導
入した。それが今三四・六%に十
四・九%，それが今三四・六%に十
一拳に三・二倍になつてしま
う。負担の方はどうかといふと、制度
当時の患者負担は一・五八%，そ
れが今三・二倍になつてしま
う。がなんとかとおっしゃるけれども、

拳に十ボイント戻せというのは、この問題としては財政の仕組みからいつあるかもしれない。私が言いたいのは負担率をせめて二%戻すことによって皆さんが出されている一部負担のかスライド制の導入、これはやらないかの点について大臣の検討の結果をおこう思います。

臣 この前もお尋ねがございましたござります。今回の老人保健制度の問題では、介護に着目して公費負担割合を拡充していくような対策をとることで、それぞれ分かち合っていくところで、今回改正是計画いたしました。

に占めます国庫負担につきましてに対する二割の公費負担のほかに、政府管掌健康保険に対する国庫補助金を合わせた国庫負担の老人医療費全額は、制度創設のときの四五%からよう平成二年度には約三五%とように減りました。これは、各医療保険制度を通じて、提出金に対するいわゆる率を順次引き上げたことによりました。これにより国庫負担が減ったことにより保険の提出金負担が減少いたしました。老人医療に対する公費の割合はむ

しろ今回の改正で引き上げられるもの、このように計算しております。

○児玉委員 じゃ、時間ですから、この次また引き続き今の問題は議論いたします。

○栗屋委員長代理 柳田稔君。

○柳田委員 今回の老健法の改正、大きな柱として一部負担増がございます。その引き上げの理由

ということで、説明ありますけれども、病院の一部負担が老人保健施設等に比べると低い、同じような近いレベルまで持つていいかという御説明がございました。ところが、患者さんが実際に負担するお金、総額というものを念頭に置いて、この一部負担の増額も考えていかなければならぬのではないかというふうに思うわけではありません。

ただ、今回一部負担の値上げがあるわけでありますけれども、実際患者さんの支払いの中で大きなウエートを占めています。保険外負担について何ら是正措置が盛られていない。この問題についても大きなメスを入れるべきではないかというふうに私は考えております。

昨年の十一月に厚生省が調査されました。おむづ代等ほかにいろいろあるわけであります、月額二万二千五百円といふものが出ておりましたけれども、患者が、またはその家族が実際にお支払うするお金というのは、この調査で出た月額二万二千五百円、これ以外に付添看護、さらには差額ベッドといった負担も加わっておる。ですから、この調査した額よりも相当大きな額を患者さん本人大きな家族なりが支払っているというふうに私は思ひます。これはいわゆる実費徴収をしているわけでございますが、社会常識的に見て妥当、適切な額にするようだというふうな指導を行な名目での徴収を行わないようなどいう指导を

行ってまいります。

それから、もう一つの室料差額の問題でございまして、これを三人室以上のものは取つてはいけないというようなことで指導をしておりまして、そういうたった一定のルールをつくっておりますが、ルールに反しないように指導をしているわけでござります。

それから、いわゆる付添看護の問題でございまして、こういった付添看護を必要としない入院医療管理料病院であるとかあるいは基準看護病院であるとかあるいは老人保健施設であるとか、こういったもののいわゆる受け皿の整備を大いに促進をしていくということで、これまで対応してまいった次第でござります。

○柳田委員 実際に寝たきり老人を抱えますと、子供が中心的になってその財政負担の面倒を見るといいますか、兄弟何人かいるわけですが、兄弟そろって面倒を見よう、最初はそういう気持ちで病院に行っていただいて、いろいろなバックアップを子供がやるわけなんですねけれども、この保険外負担に耐えきれずに、兄弟げんかまでしてしまって、家庭が崩壊をするというお話をよく聞きます。月額二万二千五百円、それ以外にもあると言いましたけれども、これは平均値でありますので、中には大変なお金を払つておる家庭もある。この一つで家庭が、さらには兄弟全員の家庭が崩壊もしかねない。兄弟の信頼関係までなくなると

いうのも現実にあるわけなんで、この保険外負担の問題についてはさらなる大きなメスを入れるべきではないかというふうに思ひます。特に付添看護の問題については、老人に対する本来のケアのあり方も踏まえ、その解消方法について前向きにというよりは、実施する方向にという強いぐらいの気持ちで御検討していただきたいと思う以上で終わります。

○岡光政府委員 一つは、いわゆるお世話料等の問題でござります。これはいわゆる実費徴収をしているわけでございますが、社会常識的に見て妥当、適切な額にするようだというふうな指導を行なうとともに、お世話料などというようないまいな名目での徴収を行わないようなどいう指導を行な名目での徴収を行わないようなどいう指導を行なうとも、そのような体制をとれない病院に対してもどうする

かという問題が残つておるわけでございます。

本的には病院の責任で看護・介護というサービスが提供されるわけでございますが、その中にこの付添いさんも一体的に取り組むような格好で、病院の責任のもとでそういった全体サービスが行えないだらうかということを検討課題にしておるわけでございまして、そういう方向で具体的な措置をいろいろと検討し、これもまた診療報酬の問題に絡む面もあるらうかと思ひますが、中央社会保険医療協議会にもお詣りをしながら、そういう方向をいろいろ探つていただきたいと考えております。

○柳田委員 検討課題とする、探つていく。やる

といふうだ聞いてよろしいのでしょうか。

○岡光政府委員 この老人保健法改正の御審議で、この問題は各先生からいろいろ御指摘を受けたわけでございます。私どもそういう御指摘を受けたわけでございます。私どもそういう御指摘の内容を十分前向きに考えなければならないのではないかとのではないだらうかといふうに考えております。

○柳田委員 先日は公費負担のお願いをさせていただきましたし、きょうは保険外負担のお願いをさせていただいたわけでありますけれども、制度自体も非常に厳しいというのは理解をしているわけでございますけれども、実際にお支払いをする患者さんなりその御家族のことでも十分考慮に入れて、我々の共同要求に対してもおこたえを願いたいと思います。

午後零時二分散会

○栗屋委員長代理 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたしました。